

6 生活環境の整備

【生活環境の整備の方針】

循環型地域社会の形成を推進するため、市民・事業者・行政の三者が一体となつてごみ減量 3R「リデュース（減らす）・リユース（再使用する）・リサイクル（再生利用する）」の運動に取り組むことによって市民意識の向上とごみの再資源化・減量化を図るとともに、ごみ収集体制の整備と処理施設の適正な維持管理を行う。また、農業用廃プラスチック等の共同処理や家畜排せつ物の適切な堆肥化処理等に関する助言・指導を実施することで、環境保全と農業用廃棄物の適正処理に努める。これらの取組を市民、農業者関係事業者等が連携し、豊かな自然環境を大切に守り育てていくための地球温暖化防止対策と再生可能エネルギーの利活用の推進を図りながら、環境にやさしいまちづくりを目指す。

上・下水道の整備に関しては、安全・安心・満足できる水を安定的に供給するとともに、下水道の整備など水洗化を図ることとしており、令和7年度目標として、水道普及率99.9%、水洗化率61.1%を目指している。

安全な生活の確保のため、自主防災組織の強化や島原広域市町村圏組合消防本部との連携強化、消防施設の整備といった消防・救急・防災体制を充実するとともに、河川や排水路の適切な改修、改築に取り組み、市民の生命、身体、財産を災害から守り、被害を最小限に抑えるよう努める。

また、住宅困窮者等に安心して安全な住環境を提供するため、公営住宅の計画的な整備と管理運営に努めるとともに、市民の憩いと交流の場となる公園等の計画的な整備を進め、市民が快適に暮らすことができるまちをめざす。

美しい自然環境や、地域の歴史や文化と調和した南島原らしい景観の推進のため、市の花である「ひまわり」の植栽推進や市の木「あこう」の保護等に努めるとともに、生活空間としてのまちなみの質を高め、市民協働による市内の清掃・美化に努める。

(1) 現況と問題点

(ア) (水道施設)

水道施設は水道事業が1事業あり給水人口は40,185人となっている。

平成27年7月にて市内未普及地区への配管が完了し給水が可能となったことから、市内の99.9%が給水地区となり、今後は安全安心な水道水の安定供給に努める必要がある。

現在、施設の老朽化が著しい地域もあり、維持管理に多額の経費を要し、経営を圧迫している状況も見られる。今後は生活様式の変化等により、さらに水の需要は増加するものと見込まれ、安定した給水の確保のため、年次的に各施設の整備・更新を進めて行かねばならない。

(イ) (下水処理)

下水処理施設については、現在、公共下水道施設（2カ所）、農業集落排水施設（1カ所）、漁業集落排水施設（1カ所）、コミュニティプラント施設（1カ所）の整備が完了し、供用開始されており、加入の促進をしている。

その他の地域については、合併処理浄化槽設置を推進している。

地域住民の都市的快適さに対する要請は高いものがあり、また河川及び海域の水質保全、環境保全の面からも下水道等への加入推進、合併処理浄化槽の設置推進を今後も積極的に取りくむ必要がある。

(ウ) (ごみ・し尿処理)

本市のごみ処理は、深江・布津の2町は東部リレーセンターに搬入した後、県央県南広域環境組合で処理し、有家～加津佐の6町は南有馬クリーンセンターで処理している。南有馬クリーンセンターは稼働22年目で老朽化しており対策が必要だが、世界遺産登録に係る景観問題により、現施設での延命化は難しい状況にある。これらの状況により、令和8年度から、有家～加津佐の6町についても県央県南広域環境組合へのごみ処理に移行することとしている。

し尿処理施設も同様に、深江・布津の2町は深江衛生センターで処理し、有家～加津佐の6町は南有馬衛生センターで処理している。南有馬衛生センターも稼働30年目を迎えたため、令和2年度までに大規模基幹改修を終了したところである。

家庭からのごみの排出量は、人口が減少しているにもかかわらず、毎年微増傾向にあるため、今後も継続してごみの減量化・リサイクル活動を積極的に推進し、再資源化のための分別収集を徹底していく必要がある。

また、山間部や荒地などでは農業用廃棄物等の不法投棄が絶えず、地域住民のみならず市民全体に不快感を与えており、不法投棄の撲滅はもとより、効率的なごみ収集の方法や清潔な街づくりの推進が必要となる。

(エ) (火葬場)

本市には、南有馬やすらぎ苑と布津桜苑の2箇所の火葬場があり、施設の老朽化に伴って計画的な維持管理が必要である。

(オ) (消 防)

市民の安全で安心な生活環境の維持のため、常備消防（南島原消防署・布津分署・有馬分署・口之津分署）と非常備消防（消防団）の協力体制により、火災や災害から人命及び財産を守るべく、消防・救急業務にあたっている。

本市では、地理的条件により消防水利が十分でない地域も多く、順次その整備を進めているが、依然として充足率は不十分である。消防車両等、消防設備についても老朽化したものから順次更新していく必要がある。また、各地区団の再編も取り組むべき問題であり、併せて災害時に備えた資機材の計画的な備蓄など防災体制の充実を図る必要がある。

非常備消防の状況

| 区 分 | 分団数 | 団員数 | 詰所数 | ポンプ車 | 小型動力ポンプ付積載車 | その他の車両 | 消火栓 | 防火水槽 |
|-------|-----|----------|-----|------|-------------|--------|-------|-------|
| 消 防 団 | 4 9 | 1, 2 5 3 | 4 9 | 2 2 | 3 1 | 8 | 3 6 6 | 5 5 5 |

令和3年4月1日現在 資料「消防本部調」

(カ) (公営住宅)

現在、公営住宅として892戸管理しているが、昭和20年代から昭和40年代迄に建築された公営住宅については老朽化が著しく、建替や改修の必要性に迫られている。今後、長寿命化計画に基づき、計画的な改修、及び集約化を図る必要がある。

また、住宅需要が地域で異なり、多い地域と少ない地域との差が大きいため、人気のある団地は退去者が少なく応募倍数は高どまりの状況にある。

(キ) (景観形成)

南島原らしい景観の形成に資するため、市の花「ひまわり」の植栽、市の木「あこう」の保全等の事業を行っているところであるが、今後過疎化が進行していく中で耕作放棄地の増加、里山の荒廃、空き家の増加、市内道路環境の悪化が懸念され、景観の維持に関する事業のさらなる推進が必要である。

(2) その対策

(ア) (水道施設)

- ① 今後の水需要の増加をふまえ、安心して安定的な給水を確保するためには、平成31年度に策定した「南島原市水道事業経営戦略」により、既存施設の整備・更新を計画的に推進する。

(イ) (下水処理)

- ① 快適で衛生的な生活環境の整備のみならず、自然環境への負担軽減を引き続き図るため、公共下水道施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティプラント施設の最適な更新を計画的に行う。併せて、合併処理浄化槽の設置を計画的に行うことにより地域の実情に応じた汚水処理施設等の整備を促進する。
- ② 浸水常襲地帯を改善し地域住民の安全で安心できる生活環境を引き続き守るため、下水道事業の雨水対策による雨水ポンプ場や排水施設の最適な更新を計画的に行う。

(ウ) (ごみ処理)

- ① ものを大切にしごみを減らす(リデュース)、使えるものは最後まで再使用する(リユース)、資源として使えるものを再生利用する(リサイクル)という「ごみ減量3R運動」を広く普及させ、ごみの排出量の削減に取り組む。
- ② 可燃物の収集体制をステーション方式に移行したことに伴い、効率的なごみ収集とごみの円滑な排出及び地域における清潔なまちづくりを推進する。
- ③ 家庭から排出される生ごみの減量化と再資源化を図るため、家庭用生ごみ処理機等の購入経費を助成する。
- ④ 農業用廃プラスチック等の共同処理を推進し、環境保全と廃棄物の適正処理に努める。
- ⑤ 市内全域でリレーセンター方式によるごみ処理を実現する。

(エ) (し尿処理)

- ① し尿処理施設の定期的な改修を行うとともに、必要に応じて基幹的大規模改修工事を行うことで、老朽化と急増する浄化槽汚泥の搬入に対応する。

(オ) (火葬場)

- ① 市内火葬設備の定期的な修繕及び改修を行う。

(カ) (消 防)

- ① 常備消防と非常備消防の協力体制強化及び消防思想の啓発に努める。
- ② 市消防組織の活動機能を総合的に充実させるため、消防水利の確保はもとより、消防ポンプ自動車や各種消防機器類及び消防用資材等の計画的な整備に努める。
- ③ 大規模な災害等が発生した場合の対応策を充実させるため、食糧や医療品などの緊急物資の調達体制と備蓄施設の整備を進める。
- ④ 島原広域市町村圏組合消防本部と協力し、市内の消防施設の整備や消防・救急体制の充実を図る。
- ⑤ 地域における防災意識の向上を図るため、コミュニティ助成事業を活用した地域防災組織における資機材の購入や防災訓練を行う。

(キ) (公営住宅)

- ① 住宅困窮者への居住支援はもとより、定住人口の減少を抑制し地域の活性化を図るため、市営住宅の計画的な整備を進めるとともに、防犯や防災機器の充実や団地内公園等の環境維持など、入居者の住環境の向上に努める。
- ② 市営住宅の適切な維持管理を行うとともに、老朽化して危険な市営住宅の解体及び集約化を計画的に行う。
- ③ 市外から定住入居の可能性が高く、その定住促進を図るため、住環境の良い住宅の供給を促進する。また住宅の供給については、住民ニーズの的確な把握に努めるとともに、高齢者社会に向け住宅のバリアフリー化を推進する。

(ク) (景観形成)

- ① 南島原市らしい景観を形成するため、市の花の植栽と市の木の保全を推進する。
- ② 市内の快適な道路環境を維持するため、市民協働での清掃・美化に努める。

(ケ) (生活環境の整備における目標)

| 基本目標 | 基準値 | 令和7年度 |
|-------|-------------|-------|
| 水道普及率 | 99.9 (R1年度) | 99.9 |
| 水洗化率 | 53.1 (R1年度) | 61.1 |

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------------|--|--|---|----|
| 5 生活環境 の整備 | (1)水道施設 上水道 | 上水道施設整備事業 排水管・導水管等敷設替、浄水処理施設 | 市 | |
| | (2)下水処理施設 公共下水道 農村集落排水施設 | ストックマネジメント計画に基づく事業実施設計及び改築修繕事業 開田雨水ポンプ場耐震対策・機器類更新 | 市 | |
| | | 排水路整備事業（平之坂・天ヶ瀬地区） L=1319.7m W=1.4～2.5m | 市 | |
| | | 農業用施設整備事業（有馬干拓排水路整備） L=500m N=1 | 市 | |
| | (3)廃棄物処理施設 し尿処理施設 | し尿処理収集車更新事業 | 市 | |
| | | し尿収集車入替 | 市 | |
| | (5)消防施設 | 消防団詰所整備事業 | 市 | |
| | | 消防設備等整備事業 消防車両の更新 | 市 | |
| | | 口之津分署整備事業 島原地域広域市町村圏組合負担金 | 一部 事務組合 | |
| | | 防火水槽設置事業 耐震性貯水槽（40m ³ ）20基 | 市 | |
| | (6)公営住宅 | 外壁改修工事 愛宕団地 7棟 | 市 | |
| | | 外壁塗装工事 あぜつ第1団地 10棟 | 市 | |
| | | 外壁塗装工事 あぜつ第2団地 9棟 | 市 | |
| | | 外壁塗装工事 馬場団地 15棟 | 市 | |
| | | 外壁工事 境町団地 5棟 | 市 | |
| | | 給湯設備設置工事 愛宕団地 34戸 | 市 | |
| | | 建替新築工事 須川団地 1棟解体、1棟新築 | 市 | |
| 給湯設備設置工事 境町団地 5戸 | | 市 | | |
| (7) 過疎地域持続的 発展特別事業 環境 | 農業用廃プラスチック等適性処理事業 内容： 農業用廃プラスチック等の共同処理を推進する。 必要性： 本市は、山間部や荒地が多く、また農業が主産業であるが故にマルチや肥料袋、ポリ容器といった農業用廃棄物の不法投棄が絶えず、地域住民に不快感を与えている。山間部に暮らす住民の生活環境改善のためにも農業用廃プラスチック等の共同処理を推進し、環境保全と | 協議会 | 環境保全と廃棄物の適正処理は、住民の生活環境の向上に寄与することから、地域の持続的発展に資 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|--------------|---|------|---|
| | | <p>廃棄物の適正処理に努め、不法投棄・焼却を防止を図る必要がある。</p> <p>効果等：</p> <p>①廃棄物の適正処理</p> <p>②環境保全</p> | | <p>する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p> |
| | | <p>南島原市道路愛護団体支援事業</p> <p>内容：市道の清掃・美化等の活動を行う団体を道路の愛護団体として認定し、愛護団体に対して美化経費等の補助を行う。</p> <p>必要性：市道の清掃・美化等の活動を住民団体で行うことによって、市民共有の財産であることを住民が再認識することができ、道路管理に関する様々な課題解決に向けて、市民と行政による協働のまちづくり効果が期待できる。</p> <p>効果等：</p> <p>①市道に対する共有意識の醸成</p> <p>②市民と行政による協働のまちづくり</p> | 愛護団体 | <p>市道に対する愛着意識を醸成することは、生活環境の整備に寄与し、市民と行政の協働は地域の持続的発展を図るうえで不可欠であることから、これらの効果は将来に及ぶ。</p> |
| | | <p>ごみ減量3R運動推進事業</p> <p>内容：再生利用が可能な「資源ごみ」を回収した団体に対し報奨金を交付する資源ごみ回収推進報奨金制度を実施するとともに、マイバッグキャンペーンによるレジ袋削減を推進する。</p> <p>必要性：循環型地域社会の形成を目指し、市民・事業者・行政が一体となった「ごみ減量3R運動」を着実に推進することにより、着実なごみ排出量の削減が図られ、率いては不法投棄の防止にも繋がり、過疎地域に暮らす住民にとって生活環境の充実が図られ、安心な暮らしを確保することが出来る。</p> <p>効果等：</p> <p>①ごみ排出量の削減・不法投棄の防止</p> <p>②循環型地域社会の形成</p> | 市 | <p>循環型地域社会の形成は、それ自体が地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p> |
| | | <p>生ごみ処理機器購入助成事業</p> <p>内容：家庭用生ごみ処理機器等の購入費の助成を行う。</p> <p>必要性：循環型地域社会の形成を目指し、家庭用生ごみ処理機器等の普及を推進する事により、家庭から排出される生ごみの減量化と再資源化を図ることができ、過疎地域に暮らす住民の生活環境を保つことが出来る。</p> <p>効果等：</p> <p>①生活環境の保全</p> <p>②循環型地域社会の形成</p> | 受益者 | <p>循環型地域社会の形成は、それ自体が地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p> |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|--------------|--|------|--|
| | | 浄化槽設置整備事業 内容： 浄化槽設置整備事業に伴う改造資金の貸付を受けた者が、借り入れた日から返済の年度の内に支払う利息の全額を補助する。また、市内全域の50人槽以下の合併処理浄化槽（下水道、農業・漁業集落排水、コミュニティプラント区域を除く）を対象に、浄化槽法第11条にかかる年1回の検査費用を助成する。 必要性： 浄化槽の普及促進及び浄化槽管理者の負担軽減と適切な維持管理を推進するうえで支援が必要である。 効果等： ①汚水処理人口普及率の向上 ②生活環境の保全 | 受益者 | 汚水を正しく処理することは、住民の生活環境の保全や自然環境の保全に寄与し、循環型社会の一翼を担うことから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。 |
| | (8)その他 | 普通河川榎田川河川改良事業 改良 L=510m、河床幅 W=3.5m | 市 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

南島原市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型別の基本的な方針は以下のとおりである。

(1) 上水道

- ・生活に必須なインフラ施設として、給水機能を確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型管理」を徹底する。
- ・段階的に耐震管への更新を行い、地震被災時の上水道の機能を確保する。老朽化した管路の調査・診断・更新を計画的に行う。
- ・「適切な点検・診断」、「点検結果に基づいた必要な措置」、「その状態の記録」、「次の診断に活用」というメンテナンスサイクルの構築により、効率的な維持管理を推進し、維持管理費用の縮減・平準化を図る。

(2) 下水道

- ・生活に必須なインフラ施設として、確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型管理」を徹底する。
- ・「適切な点検・診断」、「点検結果に基づいた必要な措置」、「その状態の記録」、「次の診断に活用」というメンテナンスサイクルの構築により、効率的な維持管理を推進し、維持管理費用の縮減・平準化を図る。
- ・将来的なアセットマネジメントやストックマネジメントの計画策定により、計画的な老朽管の更新計画を可能とする。

(3) 供給処理施設

- ・地域性、管理運営の効率性を勘案した上で、必要性の高い施設については、今後も長期に使用できるように定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る。

(4) 公営住宅

- ・公営住宅は歳入源としての価値があるものと、住民への住居の提供という福祉的な側面もあるため、更新等の際には、将来発生すると思われる歳入と歳出の両面で考える必要がある。
- ・また居住者がいるため、除却等の実施においては詳細に計画を立てる必要があり、個別計画を策定する必要がある。
- ・本市では、住棟毎に、建替え、改善、修繕等の活用手法を定め、効率的に事業を実施することにより、良質なストックを効果的に長期活用することを目的とする「南島原市公営住宅長寿命化計画」を策定している。この計画を必要に応じて見直し、活用手法の選定を行い、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化等を図る。
- ・耐用年数を迎える施設は長寿命化計画に従い、除却、更新を推進し、特に老朽化した施設のうち「ブロック造平屋建て・二階建て」タイプの住宅は除却を検討する。

本方針を踏まえ、公共性や地域性及び管理運営の効率性を考慮し、施設機能の維持や施設運営の効率化、必要に応じた整備、改修等を進める。